

参考資料

1. 台湾の有機農産品に関する法律

法律名称	制定、更新年月	内容	監督省庁	日本語 翻訳
農産品生産及び 認証管理弁法	2007年1月29 日公表、施行	農産品の品質安全管理・認 証に関する法令	行政院農業 委員会	○ (別添①除 く)
有機農産品及び 有機農産加工品 認証管理弁法	2007年7月6日 公表 2012年6月7日 最新修訂	「農産品生産及び認証管理 弁法」をもとに、有機農産 品の生産・認証方法を定め る法令	行政院農業 委員会	○ (別添②除 く)
輸入有機農産品 及び有機農産加 工品管理弁法	2007年7月27 日公表 2011年6月23 日最新修訂	「農産品生産及び認証管理 弁法」をもとに、有機農産 品の輸入・認証方法を定め る法令	行政院農業 委員会	○
農産品標章管理 弁法	2007年6月29 日 2009年2月3日 最新修訂	「農産品生産及び認証管理 弁法」をもとに、一般農産 品と有機農産品の標章及び 管理方法を定める法令	行政院農業 委員会	○

農産品生産及び認証管理弁法
(民国 96 年 (2007 年) 01 月 29 日公布)

第 1 章 総則

第 1 条 農産品と農産品加工品の品質と安全を確保、又は国民の健康と消費者の権益のため当法を策定する。

第 2 条 当法は主管機関を以下の通りに定義する：中央主管機関は行政院農業委員会；直轄市主管機関は直轄市政府；県（市）主管機関は県（市）政府。

第 3 条 当法の用語は以下の通りに定義する：

- 1、農産品：自然資源、農業用資材及び科学技術を利用し、農作、森林、水産、畜産などの生産・製造・販売に関わる産品を指す。
- 2、有機農産品：国内での生産、加工および包装等のプロセスが中央主管機関が策定した有機基準を満たしており、当法の規定に従い、認証され又は輸入審査に合格した農産品を指す。
- 3、農産品経営業者：農産品と農産品加工品の生産、加工、包装、輸入、流通及び販売に従事する者を指す。
- 4、農産品標章：農産品と農産品加工品が当法の規定に従い、認証を受けたことを証明する標章である。
- 5、検証機関：中央主管機関又は中央主管機関の委託資格審査に合格した機関、法人、当法で定められた検証資格を有する者。
- 6、検証：検証機関は当法で定められた認証資格を有する者に対し、認定を行うことを指す。
- 7、認証機関：検証機関に認定され、合格書類を持っている機関、学校、法人又は団体を指す。
- 8、認証：特定農産品の生産、加工、包装は当法の規定に満たしていることを証明する。
- 9、販売履歴：農産品の生産、加工、包装、流通又は販売の過程が追跡できる記録を指す。
- 10、表示：農産品と農産品加工品を販売する場合、農産品の本体、容器又は包装にある文字、図形又は記号を指す。

第 2 章 生産管理と販売履歴

- 第4条 中央主管機関は、国内の特定農産品と農産品加工品の生産、加工、包装又は流通などの過程に対し、優良農産品任意認証制度を施行すること。
前項目の特定農産品と農産品加工品の項目、申請条件又はプロセス、認証基準、表示方法、有効期間及び関連管理弁法は、中央主管機関がこれを定める。
- 第5条 農産品と農産品加工品の生産、加工、包装及び流通を国内で行い、または中央主管機関の有機基準に満たしており、認証に合格したものは有機食品として販売することができる。
前項目の各種有機農産品と農産品加工品の申請条件プロセス、認証基準、表示方法、有効期間及び関連管理弁法は、中央主管機関が定める。
- 第6条 中央主管機関が公布した国家または国際有機検証機関（組織）に認定された認証機関に認証され、中央主管機関の審査に合格した輸入農産品と農産品加工品は、有機食品として販売することができる。
前項目の輸入有機農産品と農産品加工品の申請条件、審査プロセス、表示方法及び関連管理弁法は、中央主管機関が関連機関と共同で定める。
- 第7条 中央主管機関は国内特定農産品に対し、任意販売履歴認証制度を施行すること。
必要な場合、特定農産品の項目、範囲を公布し、強制販売履歴認証制度を施行しなければならない。
前項目の特定農産品の項目、範囲、申請条件及びプロセス、販売作業基準、操作記録の項目、情報の公開と保管、認証基準、表示方法、有効期間及び関連管理弁法は、中央主管機関が関連機関と共同で定める。
国内で公告した強制販売履歴認証が必要である特定農産品に対し、情報の公開と保管、表示方法及び関連管理弁法は、中央主管機関が関連機関と共同で定める。
- 第8条 販売履歴の農産品は、その経営業者が農産品販売履歴の情報を提供し、中央主管機関が公告した期限に従い、農産品の販売履歴資料を保管しなければならない。
代理として農産品を輸入する者も前項目と同じである。
- 第3章 検証と認証
- 第9条 農産品と農産品加工品の認証は、検証機関が認定された認証機関より行うこと。
認証機関の申請資格とプロセス、認証業務の範囲、有効期間、第11条で定めら

れた認証資格喪失に関する認定及び関連管理弁法は、中央主管機関が定める。認証機関が認証を行うには料金を取らなければならない。認証機関が金額を決め、承認のため、中央主管機関へ報告しなければならない。

第 10 条 認証機関は虚偽の資料を提供し、又は他の不正手段により認定を取得した場合中央主管機関は認定を取り消さなければならない。
全項目の認定が取り消された認証機関は、三年間は再申請することができない。

第 11 条 認証機関が認証資格を喪失した場合、中央主管機関がその認定を取り消さなければならない。

第 12 条 農産品と農産品加工品の農産品標章は、認証審査に合格しなければならない。前項目の農産品標章の規格、図式、使用規定及び関連管理弁法は、中央主管機関が関連機関と共同で定める。

第 4 章 安全管理と検査

第 13 条 有機農産品、農産品加工品は化学農薬、化学肥料、動物用薬品又はそれ以外の化学品を使用してはいけない。ただし、中央主管機関の公告により許可される化学品は、使用制限対象外となる。

第 14 条 主管機関は農産品と農産品加工品が当法の規定を満たすことを確保するため、専門員を農産品経営業者の生産、加工、包装、保管及び販売の場所へ派遣し、検査と取り抜き検査を行わなければならない。検査に対し、拒否、回避又は妨害をしてはいけない。
主管機関は前項目の検査と取り抜き検査のため、前項目の経営業者に関連証明書類と記録の提供を求めなければならない。
当法の規定基準に満たしてない農産品と農産品加工品に対しては、当法の規定に従い、罰金を科するほか、第 1 項目で定められた場所からの搬出が禁止され、期限内での改善を命じ、回収処分などの適切な対策をしなければならない。
主管機関は特定農産品と農産品加工品の性質により、各品目の最短取り抜き検査期間を定めなければならない。

第 15 条 前条で規定した抜き取り検査実施専門員は、検査を受ける側の責任者に資格の証明文書を提示しなければならない；売場で抜き取ったサンプルに費用を払わなければならない；その検査と検定の方法は中央主管機関が策定すること。

前項目の検査は、主管機関が所属機関又は他の機関（構）、法人、団体又は個人に委託しなければならない。

第1項目の検定は、中央主管機関が所属検定機関に委託しなければならない。必要の場合、一部又は全部を他の検定機関（構）、学校、団体又は研究機関に委託しなければならない。

第16条 農産品と農産品加工品の安全に関する検定方法は、中央主管機関が中央目的事業主管機関との相談結果により公布する；公布されていない場合、国際慣例に依らなければならない。

第17条 農産品経営業者は検定結果に異議がある場合、通知到着後15日以内に検定費用を支払い、同一の検査機関に1回限りの再検定を申込みことができる。前項目の再検定機関は7日以内に申請者に再検定の結果通知を出しなければならない。ただし、受検したサンプルが変質した場合、再検定を行うことができない。

第18条 主管機関は当法の違反者の摘発に対し、告発者を保護し、奨励する。前項目の奨励弁法は、中央主管機関が決めるものである。

第19条 第21条第2項目または第13条第2項目で定められた認証を廃止した認証機関は、三年間は再申請をすることができない。

第5章 罰則

第20条 当法の規定により認定を取らず又は認定が取り消され、廃止されたにもかかわらず、当法で定められた農産品と農産品加工品を認証する者は、新台幣ドル30万ドル以上150万ドル以下の罰金を科する。

第21条 下記いずれかの場合、新台幣ドル20万ドル以上100万ドル以下の罰金を科し、回数により罰金の軽重を加減する。

- 1、認証機関が認証範囲以外の認証業務に従事する場合。
- 2、農産品経営業者が、認証を受けず農産品標章を使用する場合、又は使用中止あるいは禁止となった農産品標章を使用する場合。
- 3、農産品経営業者が、第14条第3項目で定められた搬出禁止、処分、改善、回収又は他の適切な対策を違反した場合。

前項目第1条項に該当し、主管中央機関がその経緯が重大であると判断する場

合、その認定を廃止しなければならない。

主管機関は、第 1 項目第 3 条項で定められた当法の規定に満たしていない農産品と農産品加工品に対し、場合により没収しなければならない。

第 22 条 農産品経営業者は下記のいずれかに該当する場合、新台幣ドル 10 万ドル以上 50 万ドル以下の罰金を科し、回数により罰金の軽重を加減する。

1、主管機関が第 14 条第 1 項目の規定により行われた検査又は抜き取り検査を拒否、妨害又は回避する場合。

2、第 14 条第 2 項目で定められた関連証明書類と記録を提供しない場合。

第 23 条 下記のいずれかに該当する場合、新台幣ドル 6 万ドル以上 30 万ドル以下の罰金を科し、回数により罰金の軽重を加減する。

1、農産品経営業者の農産品と農産品加工品は、優良農産品認証または販売履歴認証を受けず、その表示を無断使用する場合、或いは消費者に誤解を与える表示を付ける場合。

2、有機農産品経営業者は、当法第 5 条第 1 項目の認証を受けず又は第 6 条第 1 項目で定められた審査に合格せず、中国語や外国語の有機表示を付ける場合、或いは消費者に誤解を与える表示を付ける場合。

3、認証機関の認証記録又は関連資料は不実記載の場合。

前項目第 3 条項に該当する者に対し、経緯重大の場合は、認証を廃止しなければならない。

第 24 条 農産品経営業者は下記のいずれかに該当する場合、新台幣ドル 3 万ドル以上 15 万ドル以下の罰金を科し、回数により罰金の軽重を加減する。

1、第 4 条第 2 項目、第 5 条第 2 項目、第 6 条第 2 項目、第 7 条第 2 項目又は第 7 条第 3 項目の表示規定を違反する場合。

2、第 8 条の規定に違反し、農産品販売履歴の関連資料を提供せず、又は定められた期限まで関連資料を保管しない場合。

3、第 12 条第 2 項目で定められた標章の規格、図式、使用規定を違反した場合。

4、第 13 条で定められた化学農薬、化学肥料、動物用薬品又はそれ以外の化学品を使用した場合。

5、中央主管機関と所属機関の表示を無断使用の場合。

前項目第 3 条項を違反した場合、主管機関はその標章の 3 ヶ月以上 1 年以下の使用を中止、経緯が重大な場合、標章の使用を禁止しなければならない。

第 25 条 農産品と農産品加工品は第 13 条を違反した場合、又は第 4 条第 2 項目、第 5 条第 2 項目、第 6 条第 2 項目、第 7 条第 2 項目、第 7 条第 3 項目で定められた

表示規定を違反し、不実記載をした場合は、主管機関が該当農産品経営業者とその住所、農産品と農産品加工品又は違反状況を公布しなければならない。

第 6 章 附則

第 26 条 当法の実施細則は、中央主管機関が策定するものである。

第 27 条 農産品経営業者が販売した有機農産品と有機農産品加工品は、当法の施行日から 2 年までに第 5 条第 1 項目又は第 6 条第 1 項目の規定により認証を受け、中央主管機関に審査の実施を申請しなければならない；期限満了まで認証、審査を受けず又は第 13 条の規定を違反し、化学農薬、化学肥料、動物用薬品又はそれ以外の化学品を使用した場合、第 21 条第 1 項目第 2 条項、第 23 条第 1 項目第 2 条項、第 24 条第 1 項目第 1 条項、第 4 条項又は第 25 条の規定により処罰する。

第 28 条 当法は、公布即日施行となる。

別添（翻訳なし）：

別添① 農産品生産及び認証管理法第 6 条第 1 項目で定められた輸入有機農産品と有機農産品加工品の生産国とその製品の範囲

輸入有機農産品及び有機農産品加工品認証管理弁法

- ・ 中華民國 96 年（2007 年）7 月 6 日農糧字第 0961061246 号令より公布
- ・ 中華民國 96 年（2007 年）8 月 14 日農糧字第 0961061578 号函第 25 条から第 28 条の正誤表より修訂
- ・ 中華民國 96 年（2007 年）9 月 20 日農糧字第 0961061827 号令より第 25 条の修訂を公布
- ・ 中華民國 98 年（2009 年）7 月 7 日農糧字第 0981047713 号令より第 3,24 から 30 条及び第 6 条別添①、第 9 条別添②を修訂、第 29 条を削除
- ・ 中華民國 98 年（2009 年）12 月 31 日農糧字第 0981063312 号令より第 3 条及び第 6 条別添①、第 9 条別添②を修訂
- ・ 中華民國 100 年（2011 年）6 月 23 日農糧字第 1001053582 号令より一部修訂
- ・ 中華民國 101 年（2012 年）6 月 7 日農糧字第 1011053592 号令より第 9 条別添②修訂

第 1 条 当弁法が農産品生産及び認証管理弁法（以下当法）第 5 条第 2 項により策定した。

第 2 条 当弁法の用語は以下の通りに定義する：

- 1、生産工場：国内で生産、加工、積み分け或は有機農産品及び有機農産品加工品の流通に関わる場所を指す。
- 2、増項鑑定：認証機関が認証を受けた農産品の経営者に対し、認証の有効期間以内で認証範囲を拡大することが必要かを判断する鑑定を指す。
- 3、再鑑定：認証機関が認証を受けた農産品の経営者に対し、認証の有効期間が過ぎた後再び認証を受ける必要があるかを判断する鑑定を指す。
- 4、追跡検査：認証機関が認証を受けた農産品の経営者に対し、認証の有効期間以内で生産された有機農産品及び有機農産品加工品が認証基準に満ちているかを判断する検査を指す。

第 3 条 当弁法の適用対象は、国内で生産、加工、積み分けあるいは流通に関わる有機農産品及び有機農産品加工品の認証となる。

第 6 条第 2 項の有機農産品及び有機農産品加工品認証基準の第 3 部分第 2 点で定義した転換期間の農糧産品及び加工品は、本弁法に従って認証を受ける上で有機転換期という表示を付けなければならないこと。

第 4 条 当弁法で定義した認証機関は、当法の基準に従って認証し、有機農産品認証機関の資格認定書のある機関、大学、法人及び団体であること。

第5条 有機農産品及び有機農産品加工品の認証を申請する経営者が以下のいずれかであること：

- 1、農民
- 2、法律により設立・登録された農場、畜産農場、農民団体又は農業産銷班
- 3、会社もしくは事業証明書のある者

第6条 有機農産品及び有機農産品加工品の認証を申請する農産品経営者が、申請書類を出す上で以下の書類を認証機関へ提出しなければならない：

- 1、第5条で定められた資格に該当する証明書類。
- 2、生産工場の位置説明資料（土地座標及び隣接する土地の図面のあるもの）
- 3、有機農産品及び有機農産品加工品の生産過程が認証基準を満たしていることに関する説明資料。
- 4、有機生産に関わる記録資料（作業と品質記録、原料の在庫記録、製品の販売記録、生産の用地と設備及び環境に関する記録）
- 5、その他、中央主管機関が指定される文書。

前項目第3部分で定められた有機農産品及び有機農産品加工品の認証基準は別添①より説明する。

第7条 認証機関が有機農産品及び有機農産品加工品の認証を受理するにあたり、書類審査、現地審査、産品検査及び認証決定を行わなければならない、各段階の認定作業が完成次第、結果を申請者に知らせなければならない。ただし、成長期が長く何も獲得していない作物に対し、替わりに作物の本体のサンプル調査をおこなわなければならない。

認証機関が前項の各段階の認定作業の期限を制定、各作業期間が六ヶ月以内で完了すること。ただし、通報により申請者に補正や改善を要求する期間が対象外となる。

第8条 以下の状況に応じ、認証機関が説明をする上で申請を拒否すること。

- 1、農産品及び農産品加工品の生産が有機農産品及び有機農産品加工品認証基準を満たしていない。
- 2、農産品及び農産品加工品の有機原料の割合は95%以下。
- 3、申請者の事情により書類審査してから六ヶ月以後、現地検査が実施できない場合。
- 4、補正や改善を要求され、正当な理由なく補正や改善を行わない場合。
- 5、産品の検査結果は当法第13条の規定を満たしていない場合。
- 6、申請者の事情により申請受理1年後、手続が完成していない場合。

- 第9条 農産品及び農産品加工品認証を申請し、合格した者は、認証機関と契約を締結。認証機関から申請した農産品及び農産品加工品の品目により認証証書を発行する。前項の有機農産品認証証書には下記の項目を記入すること：
- 1、農産品経営業者、住所、責任者の氏名
 - 2、認証場所の住所
 - 3、産品種類と品目
 - 4、有効期間
 - 5、認証機関
 - 6、認証証書番号
- 第1項の有機農産品認証証書の格式は中央主管機関により定められる。
- 第2項第3条項の産品種類と品目の詳細は別添②を参照。
- 第10条 下記のいずれかの状況に該当する者は、変更資料を添付し、有機農産品認証証書を変更しなければならない。
- 1、農産品経営業者、住所、責任者及び主要担当者が変更する場合。
 - 2、認証場所、認証品目が減少する場合。
- 前項目の申請案件が審査に合格した者が、最初の有効期間に従って認証証書を発行すること。
- 第11条 有機農産品及び有機農産品加工品の生産、生産過程及びシステムが変更する場合、農産品経営業者が認証機関に報告し、審査を受けなければならない。認証機関が変更する内容を審査、最初の認証結果に影響を及ぼす場合、変更内容に対して再認証を行わなければならない。
- 第12条 下記のいずれかの状況に該当する者は、追加認証内容の説明資料を添付し、増項鑑定を申請しなければならない。
- 1、認証場所の増設。
 - 2、認証品目の増設。
- 前項目の増項鑑定の審査に合格した者が、最初の有効期間に従って認証証書を発行すること。
- 第13条 有機農産品及び有機農産品加工品の生産工場が移転或は認証品目を増設する場合、再認証を申請しなければならない。
- 積み分け或は流通に関わる有機農産品及び有機農産品加工品工場の移転について、作業内容及び管理措置が変更しない場合、前項目の規定に適用しない。ただし、新しい工場の衛生・安全基準が規定を満たさなければならない。

- 第 14 条 有機農産品認証証書を他人に譲ることをできない。
- 第 15 条 有機農産品認証証書の有効期間は三年である。有効期間が切れる六ヶ月前に、農産品経営業者が関連資料を添付し、申請書の提出により有効期間を更新すること。申請期間を過ぎた場合、受理しない。
認証証書が更新できる者は前項目の期間更新審査に合格した者のみとする。
- 第 16 条 認証機関は審査に合格した農産品経営業者に定期的或は不定期的な追跡検査を行わなければならない。
前項目の追跡検査が年間最低 1 回しなければならない、必要に応じ、追跡検査の回数を増加すること。
- 第 17 条 第 11 条第 2 項目で定められた認証、第 12 条第 1 項目で定められた増項鑑定、第 15 条第 2 項目で定められた更新審査及び第 16 条で定められた追跡検査は、第 7 条第 1 項目の処理プロセスに従い、認証機関の判断により必要な対応を実施すること。
- 第 18 条 認証機関は認証した農産品が基準を満たしていないと判断した場合、生産工場への抜き取り検査を行わなければならない。
前項目の抜き取りサンプルは無償で提供すること。
- 第 19 条 認証機関は当法第 9 条第 2 項目の規定により農産品経営業者への認証を取り消す場合、主管機関に報告しなければならない。
認証が取り消された経営業者は六ヶ月以内は再申請を提出することができない。
- 第 20 条 認証機関は増項鑑定、再鑑定、追跡検査また抜き取り検査を実施する時、検査を受ける施設の責任者或は関係者は同行しなければならない。
認証機関は前項目の検査・鑑定の作業記録を作成し、検査を受ける施設の責任者或は関係者はサインまたは捺印をしなければならない。
- 第 21 条 認証機関が当法の規定により作成した記録及び文書の保管期間は 3 年とする。
有機農産品及び有機農産品加工品の生産システムに関する記録文書の保管期間は 1 年とする。有効期間のある認証農産品の生産システムに対し、保管期間は有効期間の 1 年後までとする。
- 第 22 条 認証機関は 3 ヶ月ごとに認証した農産品経営業者のリスト、その認証農産品の種

類と品目及び認証証書の有効期間に関する資料を中央主管機関に送付しなければならない。

第 23 条 有機農産品と有機農産品加工品の有機表示は主に繁体字中国語により作成、それ以外外国語とマークも使用する。ただし、輸出有機農産品が対象外となる。

第 24 条 容器または外装がある有機農産品と有機農産品加工品を販売する場合、以下の表示内容が必要となる：

- 1、 産品名
- 2、 原料
- 3、 農産品経営業者、住所、電話番号
- 4、 原産地（国）。ただし、生産工場などの住所を明記することにより原産地が分かる場合、原産地の表示は免除になる。
- 5、 認証機関
- 6、 有機農産品認証証書の番号
- 7、 上記以外の規定事項及び中央主管機関の公告事項。

前項目の産品名と原料が同じものの場合、原料の表示は免除になる。

産品名には「有機」という表示を明記しなければならない。

有機転換期間中の農産品と農産品加工品は上記の表示規定に準用し、有機転換期間と表示しなければならない。

農産品経営業者、住所、電話番号が変更した場合、第 10 条第 1 項目第 1 条項により変更申請をし、有機農産品認証証書が承認された日から 3 ヶ月以内で有機表示を変更しなければならない。

第 25 条 前条第 1 項目第 2 条項で定められた原料の表示は、水と塩以外の原料について文字・マークにより有機と有機転換期間を明記しなければならない。

第 26 条 第 24 条第 1 項目第 4 条項で定められた原産地（国）の表示に対し、以下の規定がある：

1、 原産地の表示は、原料の割合が 95%以上である原産地（国）或は割合の最も高い三種類の原料の原産地（国）にすること。ただし、輸入した原料は国内で加工され、実質的な変更がある場合、文字により国産を表示した上、括弧に有機原料の原産地（国）を明記しなければならない。

2、 原産地の表示は、容器または外装に分かりやすく表示しなければならない。前項目で定められた原料が国内加工により実質的な変更がある場合、括弧に有機原料の原産地（国）を表示する規定は、中華民國 101 年（2012 年）6 月 23 日

から実施する。

第 27 条 第 24 条第 1 項目第 5 条項で定められた容器または外装に有機認証機関を分かりやすく表示することに対し、認証機関のマークを付けた農産品は免除になる。

第 28 条 農産品経営業者は固定的な場所では有機農産品と有機農産品加工品のばら売りをする場合、立て札により品目と原産地（国）を公示する上、第 24 条第 1 項目第 6 条項で定められた有機農産品認証証書の写しを展示しなければならない。

前項目の品目と原産地（国）の立て札は、第 24 条第 3 項目及び第 26 条第 1 条項の規定に準拠しなければならない。

第 1 項目で定められた原産地（国）の表示は、字の長さとおびさが 3 センチ以上でなければならない。

第 29 条 （削除）

第 30 条 有機農産品と有機農産品加工品は、当法第 12 条第 2 項目で定められた有機農産品マークを付けなければならない。

下記のいづれかに該当するものは、当法第 12 条第 2 項目で定められた有機農産品マークを付けてはいけない。

- 1、有機転換期間の農産品と農産品加工品
- 2、国内で積み分け・認証した輸入有機農産品と有機農産品加工品
- 3、輸入有機原料を 50%以上使用し、国内加工により実質的な変更のない有機農産品加工品。

当弁法の規定により認証した有機農産品と有機農産品加工品或は有機転換期間農産品と農産加工品は、認証機関のマークを付けることができる。

第 31 条 当弁法は、施行年月を明記する規定以外、公布即日施行となる。

別添ファイル：

第 6 条別添①「有機農産品と有機農産品加工品認証基準に関する修正規定」

別添②「有機農産品及び有機農産品加工品類別及び品種一覧表」修正規定（民国 101 年 6 月 7 日修訂）（翻訳なし）

第一項 全ての品目に共通する基準

1. 包装

- (1) 包装に用いる素材はシンプルなものを用いることを原則とする。包装方法も原則として単純にし過度な包装を避けること。
- (2) 生分解性を持つか、リサイクルが可能であるか、包装として再利用可能である素材を使用すべきである。但し、この条件を満たす包装材が不適當であったり入手不可能であったりする場合は、一般品目に用いられる包装材を用いても構わない。
- (3) 殺菌剤、防腐剤、燻煙剤、殺虫剤、可遷移蛍光剤、遺伝子組み替え生物、農産品、農産加工品を汚染する恐れのある物質及びその他禁止された物質を包装材として使うことを禁ずる。
- (4) 気泡緩衝材を作る為に用いられる二酸化炭素及び窒素の使用、及び真空包装の利用を認める。
- (5) 包装には可能な限り人体に無害であるインクや粘着剤を使用すること。

2. 保管

- (1) 有機農産品はその保存過程で、他の物質からの汚染が無いようにする必要がある。また貯蔵庫は必ず清潔で衛生環境が整った状態である必要があり、有害物質が残留していたり禁止物質による処理がなされていたりしてはいけない。
- (2) 常温保管庫を除き、貯蔵庫では室内の空気、温度、湿度等を調整してもよい。
- (3) 有機農産品と非有機農産品を同一の倉庫に保管する時は、区分け表示を明確に行い、両者の混合を防ぐ必要がある。

3. 運搬及び販売

- (1) 有機農産品の運搬過程での汚染を防ぐ為に、有機農産品の運輸時に使用する器具は、生産品を載せる前に洗浄を済ませ常に清潔に保つ必要がある。
- (2) 有機農産品は運搬及び販売の過程で、包装の上にある標示を毀損してはならない。
- (3) 同時に有機農産品及び非有機農産品を運搬又は販売する際は、両者の区分け表示を明確に行い、混合を防ぐ必要がある。

4. 記録

¹有機農産品及び有機農産加工品に関して定められた満たすべき基準（修正版）

- (1) 製品が完全に有機農産品であることを証明するのに十分な作業記録及び品質証明書を用意する必要がある。
- (2) 施設、設備及び敷地は常に清潔に保ち、管理記録を取るべきである。

第二項 加工、仕分け及び流通

1. 適用範囲

- (1) この適用範囲は有機原材料の加熱、乾燥、薫製、混合、研磨、攪拌、分離、蒸留、抽出、発酵、醸造、脱水、脱穀、冷凍、臼等で挽いて粉にするに及ぶ。
- (2) この適用範囲は有機原材料の選別、洗浄、分離、仕分け及び包装作業に及び、その過程で原産品の化学的性質を変えるべきではない。
- (3) この適用範囲は、実際に有機農産品、農産加工品の原包装及び原標示を変えて取引を行ったものにも及ぶ。

2. 環境条件

- (1) 有害な気体、放射性物質、汚染拡散物質、ゴミ処理場及び有害生物が潜在的に大量に繁殖する可能性がある場所が生産工場の近くにあってはならない。
- (2) 衛生及び廃棄物の管理計画を制定し、施設、設備、及びその土地を清潔に保つ必要がある。

3. 有害生物の防除

- (1) 下記に述べる予防を優先して行うこと
 1. 有害生物の生息地、有害生物が摂取する食物の産地、及び有害生物の繁殖する地域を徹底的に清潔にする。
 2. 有害生物の加工施設及び設備への侵入を防ぐ。
 3. 温度、湿度、光度及び空気循環等といった環境条件の調節、及びこれらの調節を通じた有害生物の繁殖の阻止
- (2) 生物的、物理的、又は機械的な性質をうまく使い管理を実施すること。
例：性フェロモン、誘蛾灯、音や光を使って害虫を捕まえる機械、色のついた反射シール及び太陽光を利用した消毒法など。
- (3) もし上文の方法を採用しても有害生物のコントロールが無効な場合、附表1に列挙されている物質を用い、有害生物の化学的防除を行っても良い。但し、該当する物資は有機原料及び最終産品に直接触れてはならない。
- (4) 禁忌
 1. 附表1に表記されていない人工合成化合物、及び人体に外を有する植物性天然物及び鉱物の使用を禁ずる。
 2. 放射線又は燻煙剤を用いた処理法及び遺伝子組み替えを行った生物によ

るいかなる製剤や材料も用いてはならない。

4. 生産過程

- (1) 従業者は有機農産品と非有機農産品の混合や、有機農産品と使用禁止物質の接触を防ぐように行動する必要がある。
- (2) 有機農産品は独立した場所で生産される必要がある。もし有機農産品と一般産品と同じ場所で生産される場合、その施設、設備及び土地は徹底的に清潔にし、有機農産品と非有機農産品の製造時間帯を明確に分け、その時間通りに有機農産品と一般産品をそれぞれ生産すること。
- (3) 原則として生物的、物理的及び機械的方法で産生を行い、有機農産品の天然成分及びその栄養価値を維持する方が望ましい。
- (4) 生産過程において、放射線処理、燻煙剤、及び有害物質を含有していたり産生したりしてしまう濾過設備を使用してはならない。
- (5) 生産過程で発生する廃棄物は生態環境に悪影響を及ぼしてはならない。
- (6) 原料、食品添加物及びその他の物質は以下の規定を満たす必要がある。
 1. 同一種原料を使用する際に、有機原料、有機転用期間の原料及び非有機原料を混合して使用してはならない。
 2. 附表2に列挙された食品添加物及びその他の物質の使用を認める。ただしその使用量は必要最小限に抑え、関連する法律規定を満たす必要がある。
 3. 有機農産品生産過程で使用される水及び食塩は、飲用水水質基準及び関連する衛生基準を満たす必要がある。
 4. (微量元素を含む) ミネラル物質、ビタミン、アミノ酸及び自動的でないしは、植物によって分離された純物質の使用を禁ずる。ただし有機農産品の栄養成分の中に著しく欠けている物質があった場合や、法律の規定で使用が認められた物質を使用する際は、検証機構による同意を得れば必要な物質を使用しても構わない。
 5. 遺伝子組み換えを行った生物原料、食品添加物及びその他の物質の使用を禁ずる。

5. 有機原料含有量の計算式

- (1) 固体形式の産品：産品中の有機原料物の総重量（水と食塩は含まない）から産品の総重量（水と食塩は含まない）を除いたもの。
- (2) 液体形式の産品：産品中の有機原料物の総容積（水と食塩は含まない）から産品の総容積（水と食塩は含まない）を除いたもの。ただし産品が濃縮液から還元されている場合は、濃縮液の原液の濃度を用いて算出するべきである。
- (3) 固液混合産品：産品中の有機原料物の総重量（水と食塩は含まない）から産

品の総重量（水と食塩は含まない）を除したもの。

- (4) 四捨五入を行い整数で表示する。

第三項 作物

1. 生産環境条件

- (1) 農業発展条例の規定条件を満たす土地を農地として用い、農作を行うべきである。
- (2) 外来汚染物質からの影響を防ぐ為に、農地にフェンスや緩衝地帯を設ける等の措置を行い、有機栽培物質の汚染を防ぐようにするべきである。
- (3) 灌漑水の水質や農地の土壌に含まれる重金属含量は附表3の基準を満たす必要がある。
- (4) 良好な農地の土壌の質及び水質の維持管理を行う必要があり、水や土壌の資源を永続的に利用出来るようにするべきである。

2. 短期作物を育てる耕地が有機栽培農地であるとの証明を得るには、二年間の農地転用期間を必要とする。また、多年生果樹や茶樹等といった長期作物に関しては三年間の農地転用期間を必要とする。有機栽培に関する転用期間は本基準に依拠するべきである。

3. 作物、品種及び種子、苗

- (1) 環境適応力が高く病気や害虫に強い性質を持つ作物種類や品種を選択するべきである。また、遺伝の多様化を原則とし、生産環境の改善を通じて生態系の多様化に努めること。
- (2) 合成化学物質、人体に害を有する植物性抽出物及びミネラル性物質等を用いて種子を処理してはならない。ただし本基準に基づき合成化学物質を用いて種子を処理すべきものに関しては、この限りではない。
- (3) 苗を育てる過程で合成化学物質を使用してはならない。
- (4) 種子と苗にはいかなる遺伝子組み換え物質も用いてはならない。
- (5) 基準を満たす種子、苗を入手出来ない時は、一般的に商業で利用されている種子、苗を利用しなければならない。
- (6) 苗を育てる施設では合成化学物質を用いた消毒を行ってはならない。但し本基準に基づき、使用すべき合成化学物質を用いたものに関しては、この限りではない。

4. 雑草抑制

- (1) 人の手又は機械を用いて耕地を除草する際は、合成化学物質を使用してはな

らない。

- (2) マルチング、カバー、切り返し、輪作及びその他物理的、生物的方法等を用いて適切に雑草の抑制をすること。
- (3) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

5. 土壌管理

- (1) 適宜土壌を採集し分析を行い、土壌の化学的性質及び肥沃度を調べ土壌性質管理の証拠とすること。
- (2) 適宜輪作、間作、緑肥や休耕を行うことで、土壌の保護と地力の強化を図ること。
- (3) 農家が自作した有機質の肥料を用いたり十分に発酵した堆肥やその他の有機質肥料を用いたりすることで土壌環境の改善を図り、作物に必要な栄養分を供給するべきである。また有機質肥料中に含まれる重金属の含量は、中央主管機関が公示した「肥料種類品目及び規格」に定められた規定を満たすべきである。
- (4) 化学肥料（微量元素も含む）及び化学肥料や農薬を含んだ微生物物資、有機質複合肥料を使用してはならない。但し、土壌及び植物の分析資料により微量元素を欠いていると証明された場合は、使用計画を提出し検証機関の審査により認可が下りた時に限り微量元素の使用を認める。
- (5) ミネラル性肥料は天然の状態で使用されるべきであり、化学処理を通じてその可溶性又は有効性を高めてはならない。
- (6) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

6. 虫害管理

- (1) 輪作、耕作による予防治療、物理的、生物的予防治療、及び相性の良い植物や悪い植物の採用や天然物資採用を通して病虫害の発生を防ぐようにすること。
- (2) 合成化学物質、人体に外を有する植物性抽出物及びミネラル性物質等を用いてはならない。ただし本基準に基づき使用すべき合成化学物質を用いる際に關しては、この限りではない。
- (3) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

7. 収穫、調製、貯蔵及び包装

- (1) 有機農産品の収穫後の処理時に合成化学物質の添加又は使用をしてはならない。また放射線や燻煙剤による処理もしてはならない。
- (2) 有機農産品は非有機農産品による汚染や混合が無いようにしなければならない。

採集過程及びその後の調製、貯蔵及び包装の段階で全て一般農産品と分けて処理されるべきである。

- (3) 農産品経営者が自ら作った有機農産品を原料として一次加工する際には、同時に加工過程の認証を得る必要がある。その有機原料の含量計算方法、有害生物の予防治療及び生産過程は第二項の規定に従う必要がある。

8. 技術及び物資

(1) 雑草抑制技術及び物資

1. 許可されている技術及び物資

- (1) 耕地での輪作、異なる作物の輪作、間作など。
- (2) 機械または人の手による除草。
- (3) マルチングによる除草、または作物の株を残すこと
- (4) 耕地で家禽類や家畜等を飼育すること。
- (5) 植物の相生相剋（注：五行の理論：他の植物の育成を阻害することと考えられる）を利用すること
- (6) 雑草の種子中の材料を用いて製作された成分を含む堆肥を用いる場合は、肥料に含まれる雑草の種子が死ぬまでそれを十分に発酵、完熟させることによって使用可能となる。
- (7) マルチングに使用するポリエチレン、ポリプロピレン、及びその他ポリカーボネート類は、使用後土壌から綺麗に取り除くこと。土壌にこれらを残したまま耕地で焼き払ってはいけない。

2. 禁止されている技術及び物資

- (1) 合成化学物質。
- (2) 残留農薬、放射性物質、過量の重金属が含まれた作物の残渣及び生物物資。
- (3) 遺伝子組み換え生物の製剤又は物資。

(2) 土壌肥沃度の改良技術及び物資

1. 許可されている技術及び物資

- (1) 各種の緑肥作物。
- (2) 残った株、雑草及び落ち葉等を用いて堆肥を作ること。
- (3) 豆かす類や糠等といった植物の絞りかす
- (4) 木炭、竹炭、燻炭、草木の灰及びケイ酸スラグ。但し一年間のケイ酸スラグの使用量は、1ヘクタールあたり4トンを超えてはならない。
- (5) キノコ類栽培後の堆肥。
- (6) 製糖工場の残渣（サトウキビの絞りかす、糖蜜など）。

- (7) 化学的、又は放射線による処理を経ていない発酵して腐った木質の材料（樹皮、おがくず、木片）
- (8) 海藻。
- (9) 植物性液体堆肥。
- (10) 泥炭、ピートモス。
- (11) 禽類及び家畜の糞を堆肥としたもの。
- (12) 骨粉、魚粉、蟹の甲羅を粉にしたもの、エビの甲羅を粉にしたもの、貝の甲羅を粉にしたもの、卵の殻及び海鳥の糞。
- (13) 粉末燐鉍石、苦土石灰及び石灰に含まれる鉍物の粉末を原料とした物資。
- (14) 麦飯石の粉末、蛭石（バーミキュライト）粉末及び真珠岩（パーライト）の粉末
- (15) 本資料の「肥料種類品目及び規格」で定められた肥料品目の規格を満たすこと。燐鉍石の粉末肥料（品目番号 2-09）、粗製カリウム塩肥料（品目番号 3-04）、貝殻粉末肥料（品目番号 4-13）、ドロマイト粉末肥料（品目番号 4-19）、植物残渣肥料（品目番号 5-01）、魚の廃棄物の残渣肥料（品目番号 5-03）、動物廃棄物の残渣肥料（品目番号 5-04）、家禽及び家畜の糞で出来た堆肥（品目番号 5-09、重金属である亜鉛の含量は 250mg/kg 未満とする）、一般堆肥（品目番号 5-10）、混合有機質肥料（品目番号 5-12）、及び本認証基準を満たす物資から出来たその他の肥料を含む。上述した全ての肥料や産品は本認証基準の規定を満たす必要がある。
- (16) 化学的処理及び放射線処理を経ていない、発酵して腐ったヤシの皮。

2. 禁止されている技術及び物資

- (1) 上記以外の化学肥料。
- (2) 残留農薬、放射性物質、過量の重金属が含まれた作物の残渣及び生物物資。
- (3) 分類がなされていない都市ゴミや廃棄物。
- (4) 下水道の汚泥。
- (5) 使用された紙ゴミ、パルプ。
- (6) 浄化処理がなされず十分に腐熟していない家畜の排泄物。
- (7) 人の尿尿。
- (8) 遺伝子組み換え生物の製剤及び物資。
- (9) チリ硝石（硝酸ナトリウム）。

(3) 病虫害の予防及び治療に関する技術及び物資

1. 許可されている技術及び物資

- (1) 輪作、間作及び共生物物を混ぜること。
- (2) 忌避植物の使用。
- (3) 昆虫の天敵の繁殖及びその利用。
- (4) 補食動物の利用（家禽類、カエル及び鳥）。
- (5) 遺伝子組み換えを行っていない、抗病虫害作用を有する品種の利用。
- (6) 捕殺及び高温処理。但し全ての耕作地を根こそぎ焼き払ってはならない。
- (7) 合成化学物質を含まない紙袋、網袋、ビニールシート、不織布等を利用した保護。
- (8) 用水路の設置や各種物理的な罫の利用。
- (9) 果樹の基部を麻袋や稻草で覆い、カミキリムシからの被害を予防すること。
- (10) 水（塩水、温水等）の利用、高温及び低音処理、次亜塩素酸カルシウム、次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の利用を通じて種子を殺菌すること。
- (11) 太陽光を利用して消毒すること。
- (12) 性フェロモン、誘蛾灯光、色のついた反射シール及び太陽光を利用すること。
- (13) ニンニク、唐辛子、ネギ、にら、センダン、オガルカヤ、ハッカ、カラシナ、センジュギク、ムクロジ等の浸出液又は天然抽出液の利用。
- (14) 海藻。
- (15) コーヒー豆の絞りかす、茶殻又は香量を加えていない煙草の葉の利用。但し茶殻は、水稻等がある水田で使うこととし、使用量は毎期一ヘクタールあたり 50kg を越えないようにすること。
- (16) 草木の灰。
- (17) 醸造酢、酒類、砂糖、小麦粉、粉ミルク及び植物油。
- (18) 石灰、石灰硫黄混合剤。
- (19) 殺菌剤を含まない石けん。
- (20) ケイ藻土。
- (21) 卵の殻。
- (22) 遺伝子組み換えを行っていないバチルス・チューリンゲンシス、放線菌、枯草桿菌、その他微生物及び病毒性製剤。
- (23) 植物性漢方薬の薬草浸出液。
- (24) ボルドー、作物の休眠期に使用する狭い蒸留温度で作られた鉱物油

及び亜リン酸。但し亜リン酸を使用する際は先に使用計画を提出し、
認証機構の審査を経て認可を受ける必要がある。

2. 禁止されている技術及び物資

- (1) ロテノン。
- (2) 上述された以外の合成化学物質及び遺伝子組み換え生物の製剤及び物資。
- (3) 外性毒素。

(4) 成長調節に関する技術及び物資

1. 許可されている技術及び物資

- (1) 剪定、整枝、接ぎ木、環状剥皮及び断根等といった方法。
- (2) 酢、砂糖及びアミノ酸。
- (3) 果物の熟成を促進するエチレンまたはアセチレンガス。

2. 禁止されている技術及び物資

上記を除く全ての成長調節技術及び物資。

(5) 調製及び貯蔵に関する技術及び物資

1. 許可されている技術及び物資

- (1) 二酸化炭素、酸素、窒素及びエチレンガスといった気体のコントロール。
- (2) 温度調節。

2. 禁止されている技術及び物資

抗生物質及びその他の合成化学物質の使用。

(6) 微生物に関する物資

1. 許可されているもの

- (1) 遺伝子組み換えがなされていない根粒菌、菌根菌、溶リン菌及びその他の有益な微生物の使用。
- (2) 国内の学術試験研究機構の試験をクリアした外国の微生物製剤の使用。有効で無害と認証されたもののみ使用してもよい。

2. 禁止されているもの

合成化学物質を含む物資の使用。

第四項 畜産

1. 一般原則

- (1) 有機畜産物を生産する際は、有機農産品及び有機農産加工品の認証基準（以下、本基準と略記）関連規定を満たすべきである。
- (2) 有機畜産物の生産は自然の生態系のバランスに影響を与えないよう、そして

有機農業全般に以下に記す重要な作用を発揮するよう留意するべきである。

1. 土壌の肥沃度を改善し保護すること。
 2. 適度な放牧を行い、植物群落及び生態系の保護を図ること。
 3. 牧場内の生物多様性を維持し生物間の共生関係を促進すること。
 4. 農業生産の多様性を増やすこと。
- (3) 有機畜禽の生産は有機畜産物が自然に行う行為に依拠し、地面や太陽及び新鮮な空気等といった生産に必要な自然条件と接触する機会を提供するようすべきである。
- (4) 家畜や家禽には十分な有機生産作物及び飼料を与える必要がある。
- (5) 家畜や家禽の飼育頭数は、飼料の生産能、畜禽類が我が国の農業環境の適応性及び環境に及ぼす影響、栄養バランスの維持及び畜禽の健康等といった因子を考慮に入れるべきである。
- (6) 有機畜産の基本的な管理方式は以下の通り。
1. 自然交配を行う。
 2. 動物の健康及び福祉を保護する。
 3. 圧迫感を与える狭い空間を減らす。
 4. 生物の安全を重視する。
 5. 獣医の処方無しに、化学合成薬品や抗生物質による治療をしてはならない。

2. 用語の定義

- (1) 飼作地：畜禽の飼料用の作物を植えて育てる土地。
- (2) 放牧地：畜禽を飼育する際に使う牧草を耕作する空間、または畜禽を放牧する空間。
- (3) 戸外飼養地：畜禽舎以外で畜禽の運動及び行動を提供出来る空間。
- (4) 更新：出荷、自然淘汰、天然災害及び重篤な疫病等の要素により、外から畜禽を導入しなければならない場合のことを指す。
- (5) 有機飼料：作物、加工品、副産品、混合飼料、動物性飼料等のことを指す。ここに述べた飼料は全て本基準関連規定、輸入有機農産品及び有機農産加工品の規定を満たす必要がある。
- (6) 本草療法：植物抽出物及び精油等といった動物の健康を調節する方法のことを指す。但し抗生物質は除く。
- (7) ホメオパシー：動物自身の持つ抵抗力の増加を誘導することによって動物の健康を調節する方法のことを指す。但し、使用する薬品に化学合成薬品や抗生物質があってはならない。
- (8) 対抗療法：薬物抵抗性の増加をもたらす物質、化学誘導體、及び体内残留薬物問題が起きた際に直接病気の症状を消すことの出来る治療方法のことを指す。

す。

3. 転用期間

- (1) 飼作地及び放牧地の転用期間は少なくとも2年間とする。
- (2) 非草食動物の放牧地及び放牧地・戸外飼養地の転用期間は少なくとも1年間とする。
- (3) 有機畜産物の飼育転用期間は以下の規定を満たすべきである。
 1. 乳用家畜の有機飼育転用期間は6か月以上とする。
 2. 肉用家禽の転用期間に関しては以下の通り。
 - (1)肉用子牛、肉用の羊及び豚は6ヶ月以上
 - (2)肉牛は12ヶ月以上
 - (3)家禽類は10週間以上
 3. 卵を目的とした家禽類の有機飼育転用期間は6週間以上とする。
 4. その他畜禽の有機飼育転用期間は、その飼育期間の4分の3以上とする。
- (4) 放牧地の転用を完結させる際には、その土地の転用だけでなく動物の転用も完結させる必要がある。

4. 並行生産

- (1) 牧場内で有機及び非有機畜産物を生産する際は、有機作物、畜産物、物資及び産品等を全て完全に非有機区域と分けて、これらを区別する適切な認識方法及び標示方法のシステムを構築すべきである。
- (2) 有機畜産物と非有機畜産物を生産する際は、その生産記録を別々に分けて保管すべきである。
- (3) もし有機物資としての認可が下りていない物資、又は有機物資としての使用を禁止されている物資が、有機生産を行っている土地に混入したり有機畜産物と接触したりした場合は、生産者は直ちに認証機構又はその機構の人員に通報し、汚染された土地と家畜は再度始めから転用期間に入れる必要がある。

5. 出所

- (1) 畜禽は出生後直ちに本基準の定める生産管理方式に依拠することとする。また、有機飼育を行う家畜は有機生産管理がなされた母畜より出生したものであるべきである。
- (2) 非有機牧場の母畜から購入する際の購入畜禽数量は、牧場中にいる同一品種の年ごとの母家畜数量の10%を超えてはならない。
- (3) もし下記の状況のいずれかに該当し、認証機構の許可を得た場合に関しては上述(2)の10%制限を受ける必要は無く、最高で40%まで許可をする。

1. 深刻な自然災害や事故により家畜の損失が 25%以上に至った場合。
2. 大規模な拡充を行い、その拡充が 30%を超えた場合。
3. 飼育する家畜の品種を変える場合。
- (4) 子孫を残す為のオスの家畜は非有機牧場から購入してもよいが、購入後は有機生産方式に則り生産を行うべきである。
- (5) 牧場の転用期間に有機家畜を取得出来なかった場合は、非有機牧場から以下に列挙する家畜を購入しなければならない。
 1. 2 日齢以内の肉用ひな鳥。
 2. 1 2 週齢以内の卵用鳥又は卵用鴨。
 3. 二週齢以内のその他家禽類。
 4. 防疫規定を満たす離乳した子供の家畜。
- (6) 認証機構の認可が下りた後であれば、子孫を残すもの以外の家畜の更新又は頭数増加を行っても良い。もし非有機牧場から導入したものがあれば、上記及び第三点第三款有機飼養轉型期之規定（「3、転用期間」の（3）ことを指す）に定められた規定を満たすべきであり、この規定を満たして初めて有機畜産品の名義で出荷が可能になる。更新及び頭数増加後の総飼育数は牧場の容量を超えてはならない。

6. 生産過程

- (1) 飼料及び栄養
 1. 必要な栄養素を満たす有機飼料及び飼料添加物を提供すること。
 2. 有機飼料及び飼料添加物の使用は必ず認証機構の認可をもらい、その加工過程では非有機飼料と明確に区域を分ける必要がある。
 3. 動物性由来の飼料は必ず認証機構の認可をもらい、かつ附表 4 に列挙された動物由来の飼料のみ使用が可能である。
 4. 使用出来る飼料は必ず認証機構の認可を得る必要がある。その項目は以下の通り。
 - (1) ビフィズス菌及び酵素。
 - (2) 食品工業副産品。
 - (3) 植物の発酵により生まれた産品。
 - (4) 遺伝子組み換えを行っていない生物から得た飼料。
 5. 反芻動物に毎日提供される飼料は、乾物重量の 50%以上を占めなければならない。
 6. 反芻動物及び非反芻動物に与える有機飼料は、乾物食料の重量のうちそれぞれ 85%以上、80%以上を占めなければならない。有機転用期の飼料に関しては乾物食料の重量のうち 30%以上を占めればよく、自産飼料に

関しては乾物食料の重量のうち 60%以上を占めれば良い。放牧地転用期間前の土壌や、この期間前に既に飼育している動物が同時に転用される際は、前述した自産飼料比率の制限を受けない。ただし日々の食糧において、有機飼料乾物比率は総飼料の 75%以上を占めなければならない。遺伝子組み換え産物を原料としてはならない。

7. 有機飼料が前項目で規定した比率を満たさない場合、有機畜産物の名義で販売してはならない。
8. 有機畜産飼料及び飲料水で禁止された物資の詳細は附表 5 の通り。

(2) 管理

1. 最短離乳期間は、その動物が自然界で離乳する期間に準じて定められる。牛であれば 90 日間、羊であれば 60 日間、豚であれば 42 日間とする。
2. ほ乳類の子供は、同種の成体が自然界と同様の有機的な乳や餌を与えられるべきである。特殊な状況に於いては認証機構の認可を得た後であれば、抗生物質や化学薬品を含まない非有機生産の液体乳製品又は乳製品を、普段接種する乳の代用品として使用しなければならない。
3. 以下の生物的技術を有機畜産物の生産過程で使ってはならない。
 - (1) 胚移植。
 - (2) 内分泌ホルモンを用いて発情を誘発したり、発情と分娩を同期したりすること。ただし獣医が処方した畜禽生殖攪乱療法を個別の家畜に行うことは許可する。
 - (3) 遺伝子組み換え等の遺伝子加工工程で生まれた種類や品種の使用。
4. 下記の際は、家畜が暫定的に繁殖出来る場所を設けるべきである。
 - (1) 劣悪な天候。
 - (2) 家畜の出産段階。
 - 牛、羊：出生してから離乳後 7 日間までの期間。
 - 母牛、母羊：懐妊から分娩に至るまでの期間のうち最後の 5 分の 1 の期間。
 - 豚：出生してから離乳までの期間。
 - 母豚：懐妊 3 ヶ月後から分娩後の子豚の離乳期間が終わるまで。
 - (3) 飼育後期：出荷屠殺前の 3 ヶ月間、または家畜の総飼育期間の 5 分の 1 のうちどちらか短い方。
 - (4) 家畜の健康、安全及び福祉が危険に晒された状態。
 - (5) 土壌や水質が汚染された時。
5. 卵や鳥に光や照明をあてる計画をする際は、光や照明をあてる時間が 1 日あたり 16 時間を越えないようにしなければならない。

(3) 成長環境

1. 全ての家畜動物をペットとして飼ってはならず、必ず適切な戸外飼養地を動物に提供し、家畜の頭数は動物の行動に悪影響が無いように適切に調節する必要がある。
2. 草食動物には良好な放牧地や、動物が運動出来る場所を提供しなければならない。
3. 餌として飼っている家畜を個別に飼育してはならない。ただし病気や分娩等といった状態にある個体、または種を残す目的で飼育されるオスの家畜や子供の家畜、及び認証機構の許可を得たものに関してはこの限りではない。
4. 適切な木陰、オーニング、運動場所、新鮮な空気、特定病原菌による汚染の無い環境づくり及び自然光の採光等といった、家畜の成長や生産に適した環境を提供すること。
5. 外来動物からの危険を防ぎ家畜の安全を確保する為に、家畜の成長又は生産が行われる環境において防護措置を実施すべきである。
6. 屋外飼育地に於ける設備は以下の原則をみたすこととする。
 - (1)禁止された物資が風によって舞い込んだり外から混入したりすることを防ぐ為に、必要な措置を施さなければならない。
 - (2)畜舎に於いて畜禽が自由に出入り出来ないのであれば、必ず遮蔽装置を設けて悪天候に夜動物への危害を防ぐ必要がある。
 - (3)水鳥を屋外で飼育する際は、適切な水源を確保するべきである。
 - (4)適度な輪牧や低密度での飼育を心がけ、過度な放牧による植生や土壌の破壊を防ぐようにすること。各種の畜禽が必要とする屋外での飼育地面積は、附表6で定められた最小面積基準を下回ってはならない。
7. 睡眠又は休息が出来る清潔で心地よい空間を畜禽舎に十分に提供する必要がある。それと同時に以下の条件も満たす必要がある。
 - (1)畜禽は自由に飼料や飲料水を摂取することが出来るようにすること。
 - (2)畜禽舎は、適切な温度や通風性及び採光性を有することが出来る構造にすること。
 - (3)畜禽舎は、種別の特性及び群れの大小に合わせるようにし、休息が適宜とれる場所、広い出入り口を設けるべきである。家禽に関しては止まり木も設けるべきである。
 - (4)畜禽舎及び設備は適宜清掃及び消毒を行い、排泄物及び残存飼料を定期的に清掃することで環境衛生を保つようにするべきである。清掃及び消毒を行う際は附表4で規定されていない物資を使ってはな

らない。

(5) 畜禽舎は人や家畜の健康に害を有する資材及び設備を使用してはならない。

(6) 畜禽の寝床に敷く寝わら及び泥土は常に乾燥させるべきである。もし畜禽が寝わらを食べる恐れがある場合は、有機生産規定が要求する基準を満たす材質の寝わらを準備しなければならない。

(7) 畜禽の飼育密度は畜禽の種類、品種及び年齢、また動物の快適性や福祉を考慮して適切に定めるべきである。畜禽の種類に応じた畜禽舎の大きさは、附表6が定める最低面積基準を下回ってはならない。

8. 放牧生産に関する環境は、本基準の第三部分の規定に従う必要がある。

(4) 保健

1. 有機畜禽は現地の条件を満たし、流行性疾患及び寄生虫に対する抵抗性を有する品種を選択するべきである。

2. 疾病の発生及び蔓延を防ぎ十分な活動空間を設けるために、畜禽舎及び放牧地は生物安全条件を満たすべきである。

3. 合法でかつ必要とされたワクチンの接種を認める。

4. 有機畜禽製品の生産者は畜禽の保健管理に関して下記の事項を遵守すべきである。

(1) 疾病が発生していない場合は、ワクチン以外のいかなる動物用の薬物も使用してはならない。

(2) 肉用の畜禽は化学合成殺虫剤を使用してはならず、その他の畜禽に関するルーティンワークの際もまた、化学合成殺虫剤を使用してはならない。

(3) 畜禽が傷を負った時、または疾病が発生した際は直ちに治療を行い、畜禽が苦痛を受けないようにするべきである。また、必要な際には予め隔離して快適に過ごせる場所を提供するようにするべきである。

5. 有機農場において畜禽の治療を行う際に使用する薬は以下に列挙する原則を遵守し満たさなければならない。

(1) 治療効果がある本草療法、ホメオパシー、ビタミン及び微量元素を使用した治療方法を優先して行うべきである。

(2) 上述の治療方法が動物の保健に対して効果を発揮出来ず、かつ畜禽の苦痛を和らげることが出来なかつたり緊急事態になったりした際には、獣医が処方した抵抗療法の化学合成薬品または抗生物質を使用してもよい。

(3) 対抗療法の化学合成薬品及び抗生物質を用いて予防的な治療を行ってはならない。

6. 有機畜禽に上述した薬物等を用いて対抗療法を施す際は、下に列挙する原則を遵守しなければならない。

(1) 投薬停止期間は、法で定められた投薬停止期間期限の二倍以上であり、かつ48時間以上とらなければならない。

(2) 飼育期間が一年以上の畜禽は、治療を一年間に二回以下に抑えるべきである。

(3) 飼育期間が一年以内の畜禽は、治療を一年間に一回以下に抑えるべきである。

(4) 肉用の畜禽は、その飼育期間でいかなる治療も施してはならない。

ここで述べた対抗療法における投薬規定を満たしていない全ての畜禽産品は、有機産品として販売してはならない。但し認証機構の同意を得てかつ転用期間を終えたものに関してはこの限りではない。

7. 虫害及び厩肥の管理

(1) 生物的な予防治療法を利用する、又は適当な畜禽の放牧や輪牧計画を定める等といった計画を実施する等といった予防措置を虫害の管理時に採用するべきである。予防措置の効力が不足した時は非化学的方法を優先すべきである。もし前述した治療方法で有効な効力を発揮出来なかった場合は、本基準の定める技術及び物資を使用しても良い。

(2) 有機牧場では厩肥の収集、処理及び利用を含めた処理計画を立てるべきである。

(3) 厩肥の収集、処理、利用は下記に列挙した条件を満たすこと。

1. 作物、土壌、水源及び環境を汚染してはならない。

2. 作物の生長に負の影響を及ぼしてはならない。

3. 雑草や病虫害及び環境衛生が危険に晒される恐れのないようにしなければならない。

4. 厩肥の燃焼及び本基準に反する方法を用いてはならない。

5. 厩肥から堆肥を作る際には、堆肥処理と関連する規範を満たすべきであり、かつ使用する物資は本基準の規定を満たすべきである。

8. 運輸、屠殺、畜禽産品の収集及び包装

(1) 畜禽の運輸、屠殺及び畜禽産品の回収時には、動物の福祉を考慮するべきである。

(2) 運輸中または運輸前は、いかなる化学合成物質からなる鎮痛剤の使用や電気ショックを行ってはならない。

- (3) 有機畜禽産品が非有機畜禽産品と混合したり非有機畜禽産品からの汚染を受けたりしないよう、全ての有機畜禽産品は、収集過程やその後の調製、貯蔵及び包装過程に於いて一般の畜禽産品と分けて処理されるべきである。
- (4) 産品の包装、貯蔵、運輸及び出荷に関しては本基準及び関連基準の規定に従うべきである。

9. 有機畜禽産品の生産過程で使用してよい技術及び物資は、附表4の規定に従うもののみである。

10. 生産記録及び関連する書類

有機畜産の経営者は実際の作業状況に依拠して正確に記録を取るとともに、関連する取引証明を保存し記録を明晰にとり、正確でかつ遡りが可能な状態で保存するべきである。又、記録の内容は以下の項目を満たすべきである。

- (1) 農場及び牧場の名称、農場及び牧場の住所、経営者の姓名、経営者の住所、連絡の取れる電話、面積及び地番の認証、畜禽産品種類の認証及び機構認証等の記録を保存すること。
- (2) 畜禽産品の生産、飼料作物及び貯蔵等の位置を示した図は、下記の内容を含みかつその内容は定期的に更新しなければならない。
 - 1. 生産場所、方角、住所及び地番。
 - 2. 道路、倉庫、建築物、周囲の植物、及び農場や牧場を示す識別可能な標示または標識。
 - 3. 畜禽種類及び餌用の作物の種類。
 - 4. 全ての水道、井戸、溝渠及びその他の水源。
 - 5. 汚染を防ぐための緩衝地帯。
 - 6. 近隣区域の状況及び作物の種類。
- (3) 有機畜禽の生産者計画：
 - 1. 品種、由来、終了及び導入日時などを含む全ての有機生産畜禽の詳細な記録をとること。
 - 2. 投薬された畜禽を識別する方式、数量、診断内容、投与薬物の種類畜禽の投薬状況、投薬量及び投薬日時、管理方式及び畜禽産品の出荷日時等を含む、畜禽の投薬状況を記録すること。
- (4) 原材料の仕入れ先（出所）、材料、数量、使用状況及び購入証明等に関して、以下の内容を含む記録をとること。
 - 1. 畜禽管理用の物資。
 - 2. 飼育作物（種や接ぎ木、植苗による繁殖など）の管理用の物資。
 - 3. 飼料。

4. 動物用薬品。
 5. 病虫害発生のもととなる材料のコントロール。
 6. その他の処理材料。
- (5) 以下に列挙したものを含むあらゆる畜禽産品の出荷飼料の記録をとること。
1. 畜禽産品の種類、数量、屠殺時の体重及び年齢、目的地及び標識など。
 2. 買い手及び販売伝票または販売時の領収書。
- (6) その他、屠殺分別過程、包装、標識、貯蔵及び運搬などの記録をとること。
- (7) 屠殺、分別、包装場の加工、貯蔵及び運輸設備を清潔にしているという記録、及び有害生物の予防治療記録をとること。
- (8) 顧客または消費者が産品に対して訴えを起こした際の関連記録をとること。
- (9) その他遡りが可能な状態で完全に有機であることを保証する記録をとること。

第五項 水産植物

1. 生産環境条件

- (1) 繁殖地、または採取地は外来汚染物質からの影響を防ぐ為にフェンスや緩衝地帯を設ける等の措置を行い、有機栽培物質の汚染を防ぐようにすべきである。
- (2) 繁殖が行われる場所の水質は行政院環境保護署が定めた地面水体分類及水質標準之一級水産用水基準（地表水分類及び水質標準の一級水産用水基準）を満たすべきである。
- (3) 繁殖池の底にある土壌中の重金属の含量は、附表3にある土壌中の重金属容量許可基準を満たすべきである。
- (4) 繁殖または採取活動によって環境や資源を破壊してはならず、資源や物資が永続的に利用出来るようにすること。

2. 室外にある水産植物生産区域の有機認証に際しては、二年の転換期間を設ける必要がある。転換期間は本基準に基づく有機栽培に依拠するべきである。

3. 水産植物の原種

- (1) いかなる遺伝子組み替えが行われた原種も使用してはならない。
- (2) 原種の栽培過程で合成化学物質を使ってはならない。
- (3) 基準を満たす原種が手に入らない時は、一般商業で使われる原種を用いなければならない。
- (4) 原種に関する施設は合成化学物質による消毒をしてはならない。但し、本基準に基づき合成化学物質を使用すべきときはこの限りではない。

4. 雑草抑制

- (1) 物理的、生物的予防治療方法等を用いて適切に雑草の抑制をすること。また合成化学物質の使用をしてはならない。
- (2) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

5. 肥料の管理

- (1) 適宜水を採集し分析を行い、水の化学的性質及び肥沃度を調べ水質性質管理の証拠とすること。
- (2) 微量元素を含む化学肥料、化学肥料または農薬を含む微生物物資及び有機複合肥料を使ってはならない。
- (3) ミネラル性肥料は天然の状態で使用されるべきであり、化学処理を通じてその可溶性又は有効性を高めてはならない。
- (4) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

6. 病害管理

- (1) 合成化学物質、人体に害を有する植物性抽出物及びミネラル性物質等を用いてはならない。ただし本基準に基づき使用すべき合成化学物質に関しては、この限りではない。
- (2) いかなる遺伝子組み換え物質も製剤または物資として使ってはならない。

7. 収穫、調製、貯蔵及び包装

- (1) 採集後に処理を行う際は合成化学物質の添加をしてはならず、放射線処理も行ってはならない。
- (2) 有機水産植物が他の非有機水産植物との混合や汚染を受けないように努め、全ての有機水産植物は採集の過程及びその収穫後の調製、貯蔵及び包装の過程で一般水産植物と分けて処理される必要がある。
- (3) 水産品経営者が自ら作った有機水産品を原料として一次加工する際には、同時に加工過程の認証を得る必要がある。その有機原料の含量計算方法、有害生物の予防治療及び生産過程は第二項の規定に従う必要がある。

8. 技術及び物資

第三項の規定に準ずる。

附表一

加工、仕分け及び流通過程で使用すべき、有害生物の予防治療を行う物資に関する修正規定

名称	使用条件
1、アルコール類	
(1) エタノール	消毒剤及び清潔に保つことを目的とした使用に限る。
(2) イソプロパノール	消毒剤に限る。
2、酒類（ワイン）	
3、塩素含有物	
(1) 次亜塩素酸カルシウム塩	(1) 器具及び設備の消毒、清掃及び動物の腸の消毒、卵の洗浄等の用途に限る。
(2) 二酸化塩素	(2) 遊離残留塩素濃度は飲料水の水質基準を満たすべきである。
(3) 次亜塩素酸ナトリウム塩	
4、リン酸	設備を清潔にする目的に限る。
5、醸造酢	
6、植物油	
7、石灰、石灰硫黄合成剤	
8、ケイ藻土	病虫害の予防治療を行い、施設内を保護する目的に限る
9、殺菌剤を含まない石けん	
10、過酸化水素	
11、コーヒー豆の残りかす	
12、海藻	
13、砂糖	
14、小麦粉	
15、植物浸出液及び天然物抽出液	
(1) ニンニク	
(2) コショウ	
(3) ネギ	
(4) にら	
(5) センダン	
(6) オガルカヤ	
(7) ハッカ	

(8) カラシナ	
(9) センジュギク	
(10) ムクロジ	
(11) 天然薬草	
16、粉ミルク	
17、草木の灰	
18、卵の殻	
19、遺伝子組み換えを行っていないパチルス・チューリングենシス、及びその他生物及びウイルス性農薬製剤	外性毒素の使用を禁ずる

附表二

加工、仕分け包装及び流通過程で使用すべき食品添加物及びその他の物質に関する修正規定

名称	使用条件
1、さらし粉	飲料水及び食品用水に対して使用出来る。残留有効塩素濃度が飲用水の標準濃度を、用量の基準とする。
2、二酸化塩素	
3、次亜塩素酸ナトリウム塩液	
4、過酸化水素	
5、L-アスコルビン酸（ビタミンC）	
6、dl- α -トコフェロール（ビタミンD）	
7、亜硫酸塩	ワイン、その他果実酒に対してのみ使用可能であり、用量は残留SO ₂ 濃度が100ppm以下になるようにすること。
8、炭酸水素ナトリウム	
9、炭酸アンモニウム	膨張剤としての使用に限る
10、炭酸水素アンモニウム	膨張剤としての使用に限る
11、炭酸カリウム	穀類製品への使用に限る
12、塩化カルシウム	
13、水酸化カルシウム	
14、硫酸カルシウム	天然物由来のものに限る。
15、クエン酸カルシウム	
16、第一リン酸カルシウム塩	
17、第三リン酸カルシウム塩	
18、炭酸カルシウム	

19、炭酸ナトリウム	
20、無水炭酸ナトリウム	
21、炭酸マグネシウム	
22、硫酸マグネシウム	天然物由来のものに限る。
23、塩化マグネシウム	海水から精錬されたものの使用に限る。また、凝固剤として豆類の製品に使用する際に限る。
24、グリセリン	油脂を加水分解して得られたものに限る。
25、ベントナイト	
26、ケイ藻土	食品製造加工の吸引または濾過時の使用に限る。
27、カオリン	
28、滑石	
29、真珠岩の骨片	濾過の補助としての使用に限る。
30、二酸化ケイ素	
31、カルナウバろう	
32、クエン酸	果実から取得したものや、炭化水素化合物等の天然資源を発酵して得られたものに限る。
33、クエン産カルシウム	
34、クエン酸カリウム	
35、酒石酸	
36、D及びDL酒石酸ナトリウム	
37、乳酸	
38、DL-リンゴ酸	
39、塩化カリウム	
40、アルギン酸	
41、アルギン酸ナトリウム	
42、アルギン酸カリウム	
43、アルギン酸カルシウム	
44、カラギーナン	
45、キサントガム	
46、水酸化ナトリウム	(1)pH 調製剤としての使用に限る、糖類加工品や穀物加工品に対しての使用に限る。 (2)野菜や果物の皮を洗浄する際に使用し

	てはならない。
47、水酸化カリウム	(1)pH 調製剤としての使用に限る、糖類加工品に対しての使用に限る。 (2)野菜や果物の皮を洗浄する際に使用してはならない。
48、寒天	漂白処理がなされていないものに限る。
49、アラビックガム	
50、グアーガム	
51、ローストビーン、カロップビーンガム	畜産品の加工時の使用限り、乳製品や肉製品の加工に限る。
52、ゼラチン	
53、ペクチン	
54、二酸化炭素	
55、エチレン	
56、アセチレン	
57、窒素	石油由来でなく、油を使っていないクラスのものに限る。
58、酸素	油を使っていないクラスのものに限る。
59、天然色素	
60、天然酵母	
61、活性炭素	
62、レシチン	漂白処理や有機溶剤の処理を経していないものに限る。
63、天然由来のコーンスターチ	
64、天然香料	
65、酵素 (1)レンネット (2)カタラーゼ(動物の肝臓より抽出したもの) (3)動物性リパーゼ (4)ペプシン (5)トリプシン (6)パンクレアチン (7)エッグホワイトトリゾチウム	(1)毒性がなく食用としての使用が可能な植物由来であり、病原性の菌や健康な動物由来でないものの使用に限る。 (2)有機溶剤処理を経っていないものの使用に限る。
66、カゼイン	酒、肉製品の加工の使用時に限る。

67、グルコノ-δ-ラクトン	微生物の発酵及び炭化水素化合物が気化により得られたものの使用に限る。
----------------	------------------------------------

附表三

有機農業灌漑水質及び土壌の重金属許容量基準修正規定

重金属名	灌漑水質 (mg/l)	土壌 (mg/kg)
ヒ素	0.05	15
カドミウム	0.01	0.39
クロム	0.1	10
銅	0.2	20
水銀	0.002	0.39
ニッケル	0.2	10
鉛	0.1	15
亜鉛	2.0	50

注：土壌中のカドミウム、クロム、ニッケル、亜鉛、鉛及び亜鉛の濃度は0.1N HCl抽出量とし、その他の土壌及び灌漑水中の重金属濃度は全量とする。

附表四

有機畜禽製品生産過程で許可された技術と材料の修正規定について

名称	用途
一、消毒液、洗剤、医療用の合成物質	
(一) アルコール類	
1、エタノール	消毒液、洗剤としてのみ使用可能、補助飼料としての使用は禁止
2、イソプロパノール	消毒液としての使用に限る。
(二) 塩素含有物	
1、次亜塩素酸カルシウム塩	消毒、器具設備の清掃の使用に限る。また、遊離残留塩素濃度は飲用水の標準規定量を超えてはいけない
2、二酸化塩素	
3、次亜塩素酸ナトリウム塩	
(三) クロルヘキシジン	獣医の外科手術を行うさいの使用が許される、殺菌剤が乳炎の治療に効かないとき、乳頭を漬ける液としての使用が許される。
(四) 抗生物質を含まない電解質	
(五) ブドウ糖	

(六) 甘油	家畜乳頭を漬ける液としての使用に限る。 油脂水解製造者からの物でないといけない。
(七) ヨウ化物	
(八) 過酸化水素	
(九) リン酸	設備清掃としての使用に限る。
(十) ワクチン	
(十一) アスピリン	消炎としての使用に限る。
二、局部治療、外寄生虫退治、局部麻酔用の合成物質	
(一) ヨウ化物	
(二) 熟石灰	
(三) 鈹物油	局所の塗り、潤滑としての使用に限る。
(四) 硫酸銅	
(五) ケイ藻土	外寄生虫の駆除としての使用に限る。
(六) 植物油	外寄生虫の駆除としての使用に限る。
三、補助飼料	
(一) 微量ミネラル物質	栄養の強化としての使用に限る、種類及びその容量は国家の基準に満たすべきである。
(二) ビタミン	栄養の強化としての使用に限る。
(三) メチオニン	家禽への使用に限る。
四、動物性由来の飼料	
(一) 乳製品	
(二) 魚粉	
(三) 有機牧場内で自産された非脊椎動物(例えばミミズ等)	畜禽が自由にとれる餌としての使用を目的とする。
(四) 水性動物の殻(例えばカキの殻等)	カルシウム補充としての使用に限る。

附表五

有機畜禽飼料、飲み水に関する禁止物の修正規定について

名 称
一、合成された成長促進剤
二、芻料の使用としてのプラスチックカプセル
三、防腐剤

四、化学合成着色剤
五、尿素
六、畜禽屠殺後の副産品
七、畜禽の排泄物
八、抗生物質と化学薬剤
九、本基準第四部分（第四項）の項目9、に記載されている補助飼料に属していない飼料、またはその用途規定に合致しないもの。
十、放射線処理、遺伝子組換えの有機体、その生産物
十一、工業廃液による培養した海藻類製品
十二、ストリキニーネ 成分の植物

附表六

各畜禽の必要な畜禽舎及び放牧地の最小限面積の修正規定について

畜禽種類	畜禽舎面積	放牧地面積
乳牛	一頭当たり 4m ²	一頭当たり 4m ²
牛（肉用）	1、100kg 未満 一頭当たり 1.5m ² 2、100kg 以上 200kg 未満 一頭当たり 2.5m ² 3、200kg 以上 350kg 未満 一頭当たり 4m ² 4、350kg 以上 一頭当たり 5m ²	1、100kg 未満 一頭当たり 1.5m ² 2、100kg 以上 200kg 未満 一頭当たり 2.5m ² 3、200kg 以上 350kg 未満 一頭当たり 4m ² 4、350kg 以上 一頭当たり 5m ²
種牛（オス）	一頭当たり 10m ²	一頭当たり 20m ²
ヤギまたは羊	1、20kg 未満 一頭当たり 0.35m ² 2、20kg 以上 一頭当たり 1.5m ²	1、20kg 未満 一頭当たり 0.5m ² 2、20kg 以上 一頭当たり 2.5m ²
種豚（メス）と子ブタ（生後 42 日以内）	1、種豚（メス）： 一頭当たり 2.5 m ² 2、子ブタ： 一頭当たり 0.5 m ²	1、種豚（メス）： 一頭当たり 2.5 m ² 2、子ブタ： 一頭当たり 0.5 m ²
豚（肉用）	1、離乳後 30kg 未満 一頭当たり 0.6 m ² 2、30kg 以上 60kg 未満 一頭当たり 0.8m ²	1、離乳後 30kg 未満 一頭当たり 0.6 m ² 2、30kg 以上 60kg 未満 一頭当たり 0.8m ²

	3、60kg 以上 100kg 未満 一頭あたり 1.1m ² 4、100kg 以上 一頭あたり 1.3m ²	3、60kg 以上 100kg 未満 一頭あたり 1.1m ² 4、100kg 以上 一頭あたり 1.3m ²
種豚（オス）	一頭あたり 6 m ²	一頭あたり 8 m ²
種豚（メス）	一頭あたり 2.5 m ²	一頭あたり 2.5 m ²
卵用鳥（産卵期間）	1m ² あたり 6 頭	1m ² あたり 4 頭
肉用鳥（生後 28 日以後）	1m ² あたり 10 頭	1m ² あたり 4 頭
七面鳥	1m ² あたり 2 頭	1m ² あたり 2 頭
あひる	1m ² あたり 10 頭	1m ² あたり 3 頭
かも	1m ² あたり 5 頭	1m ² あたり 3 頭

有機農産品及び有機農産品加工品認証管理弁法

- ・ 中華民國 96(2007年)年 7月 6日農糧字第 0961061379 号令、衛生署食字第 0960404180 号令より策定・公布
- ・ 中華民國 96年(2007年) 8月 14日農糧字第 0961061578 号函第 13条から第 15条の正誤表より修訂
- ・ 中華民國 98年(2009年)7月 24日農糧字第 0981047719 号令、衛生署食字第 0980402341 号令より全文を修訂
- ・ 中華民國 100年(2011年) 6月 23日農糧字第 1001053260 号令、衛生署食字第 1001301669 号令より第 4条、第 11条を修訂

第 1 章 総則

第 1 条 当弁法が農産品生産及び認証管理弁法(以下当法)第 6 条第 2 項により策定した。

第 2 条 我が国は他国或中央主管機関の委託を受けた機関、法人または国際有機認証機関(組織)と有機農産品認証機関の相互認証協定又は協議を締結した者を、当法第 6 条第 1 項目に従い、主管機関より公告する。

第 3 条 中央主管機関は当法第 6 条第 1 項目により公告した国又は国際認証機関が下記のいずれかに該当する場合、中央主管機関がその資格を取り消し、また公布する。

- 1、我が国又は中央主管機関の委託期間、法人との有機農産品認証の相互認証協定又は協議が既に失効した場合。
- 2、中央主管機関の収集情報により該当有機農産品の生産基準は我が国の有機農産品と有機農産品加工品の認証基準と著しい違う場合、又は関連管理制度は施行できない場合。

第 2 章 輸入審査と管理

第 4 条 輸入農産品と農産品加工品は有機食品として販売する場合、輸入業者は中央主管機関に申請書と下記の提出書類の 2 通を提出し、審査を受けなければならない。

- 1、会社または事業登録証明書の写し
- 2、輸入農産品、農産品加工品の有機認証証明書
- 3、輸入申告の輸入証明書
- 4、上記以外の中央主管機関が指定された資料

輸入農産品、農産品加工品は動物・植物検疫に関わる場合、輸入業者は前項目の規定により審査を申請する時、検疫主管機関が発行した輸入検疫証明書類も添付しなければならない。

第1項目で定められた申請は、輸入業者が委託書類を出し、代理により申し込まなければならない。

第5条 第4条第1項目第2条項で定められた認証証明書類は、中央主管機関が当法の第6条第1項目に公布された国家又は国際有機認証機関（組織）に承認された認証機関により発行すること。

前項目の証明書類は下記項目を含むこと：

- 1、外国農産品経営業者とその住所。
- 2、産品名、ロット及び農産品加工品の有機原料の割合。
- 3、産品重量又は容量
- 4、輸入業者又は購入者
- 5、認証機関とその住所
- 6、発行日
- 7、上記以外の中央主管機関の指定項目

第6条 第4条で定められた審査に関し、必要と判断された場合、中央主管機関が検査又は検証のため、申請者へサンプルの提供を要求する。

第7条 下記のいずれか状況に該当する場合、中央主管機関が説明を行い、申請を拒否しなければならない。

- 1、審査を申請した輸入有機農産品加工品は、有機原料の割合は95%以下である場合。
- 2、輸入農産品、農産品加工品が検疫を受け、有機農産品と有機農産品加工品認証基準を満たしていない場合。
- 3、補充又は添付サンプルを要求され、正当的理由なく提出期限まで補充又は添付サンプルを提出しない場合。
- 4、産品の検査結果は当法第13条の規定を満たしていない場合。

前項目第1条項で定められた有機原料に関する計算は、有機農産品と有機農産品加工品認証基準に従わなければならない。

第8条 中央主管機関は審査に合格した輸入有機農産品と有機農産品加工品に、有機表示使用の同意文書を交付する。

前項目の有機表示使用の同意文書は以下の事項を記載しなければならない：

- 1、輸入業者とその住所
- 2、海外農産品経営業者
- 3、産品名とロット
- 4、産品の重量又は容量
- 5、認証機関
- 6、有機表示使用の同意文章の番号

第9条 輸入業者は有機農産品と有機農産品加工品の輸入又は販売に関わる記録書類を、最低1年間保管しなければならない。ただし、産品表示に有効期間がある場合、有効期限の一年後までに保管しなければならない。

第3章 表示内容とマーク

第10条 輸入有機農産品と有機農産品加工品の有機表示は主に繁体字中国語により作成、それ以外外国語とマークも使用する。

第11条 容器または外装がある有機農産品と有機農産品加工品を販売する場合、以下の表示内容が必要となる：

- 1、産品名
- 2、原料
- 3、農産品経営業者、住所、電話番号
- 4、原産地（国）。ただし、生産工場などの住所を明記することにより原産地が分かる場合、原産地の表示は免除になる。
- 5、認証機関
- 6、有機表示の同意書類の番号
- 7、上記以外の法定表示項目及び中央主管機関が公告された表示項目。
前項目の産品名と原料が同じものの場合、原料の表示は免除になる。
第1項目第1条項の産品名には「有機」という表示を明記しなければならない。

第12条 前条第1項目第2条項で定められた原料の表示は、水と塩以外の原料では文字・マークにより有機を明記しなければならない。

第13条 第11条第1項目第4条項で定められた原産地（国）の表示に対し、下記の規定がある：

- 1、原産地の認証基準で認証した輸入商品は、原産地（国）の有機表示を付けない

なければならない。

2、外装又は容器に明記しなければならない。

第14条 第11条第1項目第5条項で定められた認証機関は外装または容器に明記しなければならない。ただし、海外認証機関のマークを表示している場合、免除になる。

第15条 農産品経営業者は固定的な場所では有機農産品と有機農産品加工品のばら売りをする場合、立て札により品目と原産地（国）を公示する上、第11条第1項目第6条項で定められた有機表示の同意書類の写しを展示しなければならない。前項目の産品名と原産地（国）の表示は第11条第3項目及び第13条第1項目の規定に準拠しなければならない。第1項目で定められた原産地（国）の表示は、文字の長さや広さがいずれも3センチ以上でなければならない。

第4章 附則

第16条 中央主管機関は第4条で定められた審査、第6条で定められた検査又は検証、第7条で定められた申請の拒否、第8条第1項目で定められた有機表示使用の同意書類の交付を、所属機関及び他の機関（構）又は法人、団体に委託しなければならない。

第17条 当弁法で定められた添付書類は中国語以外の場合、輸入業者と責任者の捺印をし、翻訳文を2つ添付しなければならない。

第18条 申請者が提出された書類の真偽を鑑定するため、中央主管機関は海外の領事館や関連国家や組織へ調査の協力を求める。

第19条 当弁法は公布即日施行となる。

農産品標章管理弁法
(中華民國 98 年(2009 年)2 月 3 日改正)

第 1 条 当弁法は農産品生産及び認証管理弁法（以下当法）第 12 条第 2 項に基づき策定された。

第 2 条 農産品の標章は以下の 3 種類に分ける：

- 1、優良農産品標章：農産品とその加工品は当法第 4 条第 2 項目で定められた認証に合格したことを証明するもの。
- 2、有機農産品標章：農産品と農産品加工品は当法第 5 条第 2 項目で定められた認証に合格したことを証明するもの。
- 3、販売履歴農産品標章：農産品は当法第 7 条第 2 項目で定められた認証に合格したことを証明するもの。

第 3 条 前条第 1 条項から第 3 条項で定められた標章の規格、図式は別添①から③のとおりとする。

第 4 条 農産品標章の使用期限と認証の有効期限は同じである。

第 5 条 認証機関の認証に合格し、承認を得た農産品経営業者は、農産品の標章を使用することができる。

第 6 条 農産品標章は農産品とその加工品の本体、包装又は容器に明記しなければならない、又は下記の規定に従わなければならない：

- 1、標章は小売の最小基本単位毎に、一枚を包装又は容器の正面に表示しなければならない。
- 2、二重包装又は二重容器を使用する場合、外部包装と容器に標章を明記しなければならない、内部包装と容器についても前条項の規定に従わなければならない。
- 3、同一の農産品とその加工品が複数の認証を取得した場合、全ての標章を付けなければならない。

第 7 条 農産品標章のサイズは農産品と農産品加工品の本体、又はその包装、容器の表面面積により調整しなければならない、その直径は 1.7 センチ以上であること。ただし、包装と容器にサイズ制限がある場合、認証機関の承認を得た上で、直径は 1.7 センチ以下でも構わない。

第8条 貼付式の農産品標章は、認証機関が使い捨ての紙ラベルに印刷し、農産品経営業者に提供するものである。

包装と容器に印刷する農産品標章は、包装又は容器の設計図を認証機関に提出し、審査を受けた上で、印刷するものである。また、標章を変更する場合も同じプロセスである。

第9条 当法第24条第2項目の規定または契約により農産品標章の使用が中止、禁止された場合、直ちに標章の使用を中止しなければならない；認証機関は該当農産品と農産品加工品又はその包装と容器の照合検査を行い、適切な対応をしなければならず、該当農産品経営者は検査を拒否、妨害又は回避してはならない。

第10条 当弁法は、公布即日施行となる。

別添

①優良農産品標章



②有機農產品標章



③販售履歷農產品標章

